

決算公告

第3期

自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日

株式会社GCM

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,217,969	流 動 負 債	522,917
現金及び預金	1,088,623	未払金	14,256
営業未収入金	55,087	未払役員賞与	133,000
前払費用	56,091	未払費用	20,641
繰延税金資産	17,100	未払法人税等	245,013
その他	1,066	未払消費税等	33,772
固 定 資 産	110,271	賞与引当金	40,700
有 形 固 定 資 産	9,820	預り金	35,534
建物	7,605	負 債 合 計	522,917
工具器具備品	2,214	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	100,450	株 主 資 本	802,663
投資有価証券	56,799	資本金	262,250
出資金	530	資本剰余金	227,250
長期前払費用	940	資本準備金	227,250
繰延税金資産	60	利 益 剰 余 金	313,163
差入敷金保証金	29,984	その他利益剰余金	313,163
保険積立金	11,937	繰越利益剰余金	313,163
その他	200	(うち当期純利益)	(167,562)
		新 株 予 約 権	2,660
		純 資 産 合 計	805,323
資 産 合 計	1,328,241	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,328,241

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な会計方針に係る事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～20年

工具器具備品 8年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度における計上額はありません。

賞与引当金…………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費…………… 支出時に全額費用として計上しております。

社債発行費等…………… 支出時に全額費用として計上しております。

⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 重要な会計方針の変更に係る事項

固定資産の減価償却方法の変更

当事業年度から法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(3) 追加情報

外形標準課税制度適用に伴う会計処理について

当社は平成19年9月28日を払込期日とする新株式発行により資本金が1億円超となったため、法人事業税における外形標準課税制度の適用を受けることとなりました。

そのため、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準実務対応報告第12号）に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

また、これに伴い税効果会計に使用する法定実効税率を前事業年度の42.1%から40.7%に変更しております。

なお、これらの変更による影響は軽微であります。